

令和5年12月15日

会員各位

一般社団法人日本生殖医学会
理事長 大須賀 穰
(公印略)

「未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存に関する指針」の遵守について

拝啓

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の生殖医療への自治体助成事業などを契機として、健康な女性が将来の加齢による妊孕能低下に備えて実施する医学的適応のない未受精卵子の凍結が社会的な注目を集めています。日本生殖医学会では、平成30年3月の倫理委員会報告として、

「未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存に関する指針」

(http://www.jsrm.or.jp/guideline-statem/guideline_2018_01.html)を公表しています。この指針では、「医学的適応による未受精卵子および卵巣組織の凍結保存」と「医学的適応のない未受精卵子あるいは卵巣組織の凍結・保存」について対象、実施施設、未受精卵子等の保存などについて記載されており、現時点の本会の指針となっています。加えて、「未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存を行う施設の要件について」を示しています。本会会員の皆様におかれましては、上記指針を遵守して診療するようにお願い申し上げます。

なお、公益社団法人日本産科婦人科学会では、ノンメディカル卵子凍結の実施を考慮している女性などの一般向けの説明動画を学会ホームページ上に掲載しております。本会会員が当該診療を実施する際にも参考になるものと考えておりますので、ぜひご確認いただければと存じます。

敬具